

# 「群馬県域 DMO 観光 DMP 構築等業務」企画提案要領

## 1 業務の名称

群馬県域 DMO 観光 DMP 構築等業務

## 2 業務の概要

(公財) 群馬県観光物産国際協会は、群馬県域をマネジメント対象とする DMO (観光地域づくり法人) として、データに裏付けられたマーケティング、戦略立案、プロモーション、受入環境整備などの取り組みにより、持続可能な観光地域経営の実現を目指している。

しかしながら、来訪者に関するデータを収集・分析する取組は県内の地域によってばらつきがみられるほか、観光統計データの活用も十分ではない。県内の DMO や市町村、観光関連事業者等が活用しやすいデータ分析環境の構築に向け、共通で利用可能なプラットフォームとなる「群馬県版観光 DMP (仮称)」を令和 5 年度中に構築することとしている。

本業務において構築する DMP (データ・マネジメント・プラットフォーム) から得られるデータを分析、活用し、OODA ループを回すことができる環境整備とマーケティング人材の育成を企図する。

※OODA : Observe (観察)、Orient (方向づけ)、Decide (意思決定)、Act (行動)

## 3 業務の内容

別紙「群馬県域 DMO 観光 DMP 構築等業務」仕様書のとおり

## 4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 5 契約期間

契約締結日から令和 6 (2024) 年 3 月 27 日 (水) まで

## 6 事業費

金 1,700,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) 以内とする。

## 7 応募資格

以下の要件をすべて満たしていること。

- ・業務委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること
- ・事業執行にあたり、経理処理や事業遂行、その報告等を適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること
- ・地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること

- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

## **8 事業説明会**

事業説明会は開催しない。

## **9 スケジュール**

- (1) 質問受付  
令和 5（2023）年 11 月 30 日（木）午後 5 時まで  
※詳細は下記 10 のとおり
- (2) 応募期限  
令和 5（2023）年 12 月 8 日（金）午後 5 時まで  
※詳細は下記 11 のとおり
- (3) 審査期間  
令和 5（2023）年 12 月 11 日（月）～12 月 15 日（金）  
※詳細は下記 13 のとおり

## **10 質問受付**

次のとおり、本公募への参加を予定する事業者から質問を受け付けます。

- (1) 質問受付期間  
令和 5（2023）年 11 月 30 日（木）午後 5 時まで
- (2) 質問様式  
別紙（様式 2）質問書による
- (3) 質問方法  
電子メールで、下記「1 4 提出先及び問い合わせ先」に提出してください。
- (4) その他  
質問書受付から原則 2 営業日以内に、電子メールにより回答します。

## **11 応募手続き**

- (1) 提出書類
  - ①企画提案書（別紙様式 2）【正本 1 部】  
様式 2（表紙・本体）に基づき作成する。本体は任意様式
    - ・団体・会社の概要
    - ・類似業務の主な実績

- ・企画提案① 業務実施体制
  - ・企画提案② 業務実施方針（観光 DMP の構築・マーケティング人材の育成）
- ②見積書（任意様式）【正本 1 部】
- 宛名は「公益財団法人群馬県観光物産国際協会 理事長 市川捷次」とし、経費を項目別に算出し、消費税及び地方消費税額を明記すること。
- ③誓約書（別紙様式 3。群馬県暴力団排除条例第 7 条関係）【正本 1 部】
- ④消費税の「課税事業者届出書」または「免税事業者届出書」（別紙様式 4）【正本 1 部】
- (2) 提出方法・提出期限
- 下記「15 提出先及び問い合わせ先」あて、令和 5（2023）年 12 月 8 日（金）午後 5 時までに、電子メールにより提出してください。
- (3) 応募書類の取扱い
- ・提出された応募書類は返却しません。
  - ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。
- (4) その他注意事項
- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
  - ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。
  - ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
  - ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨を書面にて提出願います。

## **1 2 審査**

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、受託の優先交渉者を決定します。なお、審査結果は令和 5（2023）年 12 月 20 日（水）を目処に、応募者全てに文書により通知します。

（審査基準）

- ・企画提案①業務実施体制に関すること（実現性、業務遂行能力）
- ・企画提案②業務実施方針に関すること（具体性、企画力）
- ・積算に関すること（見積金額の妥当性）
- ・総合評価（全体的な整合性）

## **1 3 契約**

- ・上記「1 2 審査」において選定された事業者を委託契約候補者とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、（公財）群馬県観光物産国際協会との交渉で決定します。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた事業者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、（公財）群馬県観光物産国際協会に帰属します。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等

(以下「権利留保物」という) については受託者に留保するものとし、この場合、(公財) 群馬県観光物産国際協会は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとします。

#### **1 4 提出先及び問い合わせ先**

公益財団法人群馬県観光物産国際協会 観光地域づくり課

〒371-0026 群馬県前橋市大手町二丁目 1 番 1 号 群馬会館 3 階

電話 : 027-243-7273 FAX : 027-243-7275

E-mail : dmo@gtia.jp

※電子メールによる提出をお願いいたします。

※電子メールの容量が 10MB を超えることのないよう、お願いいたします。

※電子メールの件名を「群馬県観光地点パラメータ調査における実査業務」としてください。

※持参を希望される場合には、「問い合わせ先」まで電話にてご連絡ください。